

計画の適合性判定 (法第11条第1項・第12条第2項)

建物種別		計算方法等		床面積(㎡)	手数料額(円)	1・3項 区分
一戸建ての住宅 (※1)	住宅部分	標準計算基準	200㎡未満	34,000	イ(ア)a	
			200㎡以上	37,000	イ(ア)b	
		仕様基準	200㎡未満	18,000	イ(イ)a	
			200㎡以上	19,000	イ(イ)b	
		仕様・計算併用法 基準	200㎡未満	25,000	イ(ウ)a	
			200㎡以上	28,000	イ(ウ)b	
非住宅部分(※ 2)を有する建築 物(※3)	非住宅部分	標準入力法等基準	300㎡未満	224,000	ア(ア)a	
			300㎡以上	276,000	ア(ア)b	
		モデル建物法基準	300㎡未満	86,000	ア(ウ)a	
			300㎡以上	108,000	ア(ウ)b	
工場等部分(※ 4)を有する建築 物(※5)	工場等部分	標準入力法等基準	300㎡未満	23,000	ア(イ)a	
			300㎡以上	30,000	ア(イ)b	
		モデル建物法基準	300㎡未満	19,000	ア(エ)a	
			300㎡以上	26,000	ア(エ)b	
非住宅部分及び 工場等部分を有 する建築物	非住宅部分 工場等部分	標準入力法等基準	非住宅部分と工場 等部分のそれぞれの 床面積及び計算 方法等に応じた手 数料を合算した額 (※6)	ア(ア)a又はア(ア)b及びア(イ)a又はア (イ)bの区分による手数料を合算した額	ア	
		モデル建物法基準		ア(ウ)a又はア(ウ)b及びア(エ)a又はア (エ)bの区分による手数料を合算した額	ア	
共同住宅等(※ 7)	住宅部分	標準計算基準	300㎡未満	67,000	ア(オ)a	
			300㎡以上	114,000	ア(オ)b	
		仕様基準	300㎡未満	32,000	ア(カ)a	
			300㎡以上	56,000	ア(カ)b	
		仕様・計算併用法 基準	300㎡以上	50,000	ア(キ)a	
			300㎡以上	85,000	ア(キ)b	
複合建築物(※8)			非住宅部分、工場等部分及び住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等に応じた手数料(ア(ア)a～ア(キ)bの区分によるもの)を合算した額		ア	

計画変更の適合性判定 (法第11条第2項・第12条第3項)

建物種別		計算方法等		床面積(㎡) (※9)	手数料額(円)	2・4項 区分
一戸建ての住宅 (※1)	住宅部分	標準計算基準	200㎡未満	17,000	イ(ア)a	
			200㎡以上	19,000	イ(ア)b	
		仕様基準	200㎡未満	9,000	イ(イ)a	
			200㎡以上	10,000	イ(イ)b	
		仕様・計算併用法 基準	200㎡未満	13,000	イ(ウ)a	
			200㎡以上	14,000	イ(ウ)b	
非住宅部分(※ 2)を有する建築 物(※3)	非住宅部分	標準入力法等基準	300㎡未満	224,000	ア(ア)a	
			300㎡以上	276,000	ア(ア)b	
		モデル建物法基準	300㎡未満	86,000	ア(ウ)a	
			300㎡以上	108,000	ア(ウ)b	
工場等部分(※ 4)を有する建築 物(※5)	工場等部分	標準入力法等基準	300㎡未満	23,000	ア(イ)a	
			300㎡以上	30,000	ア(イ)b	
		モデル建物法基準	300㎡未満	19,000	ア(エ)a	
			300㎡以上	26,000	ア(エ)b	
非住宅部分(※ 2)及び工場等部 分(※4)を有す る建築物	非住宅部分 工場等部分	標準入力法等基準	非住宅部分と工場 等部分のそれぞれの 床面積及び計算 方法等に応じた手 数料を合算した額 (※6)	ア(ア)a又はア(ア)b及びア(イ)a又はア (イ)bの区分による手数料を合算した額	ア	
		モデル建物法基準		ア(ウ)a又はア(ウ)b及びア(エ)a又はア (エ)bの区分による手数料を合算した額	ア	
共同住宅等(※ 7)	住宅部分	標準計算基準	300㎡未満	67,000	ア(オ)a	
			300㎡以上	114,000	ア(オ)b	
		仕様基準	300㎡未満	32,000	ア(カ)a	
			300㎡以上	56,000	ア(カ)b	
		仕様・計算併用法 基準	301㎡未満	50,000	ア(キ)a	
			301㎡以上	85,000	ア(キ)b	
複合建築物(※8)			非住宅部分、工場等部分及び住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等に応じた手数料(ア(ア)a～ア(キ)bの区分によるもの)を合算した額		ア	

軽微な変更該当していることを証する書面交付 (規則第13条)

建物種別	計算方法等		床面積(㎡) (※10)	手数料額(円)	5項
					区分
一戸建ての住宅 (※1)	住宅部分	標準計算基準	200㎡未満	17,000	イ(ア)a
			200㎡以上	19,000	イ(ア)b
		仕様基準	200㎡未満	9,000	イ(イ)a
			200㎡以上	10,000	イ(イ)b
		仕様・計算併用法 基準	200㎡未満	13,000	イ(ウ)a
			200㎡以上	14,000	イ(ウ)b
非住宅部分(※ 2)を有する建築 物(※3)	非住宅部分	標準入力法等基準	300㎡未満	224,000	ア(ア)a
			300㎡以上	276,000	ア(ア)b
		モデル建物法基準	300㎡未満	23,000	ア(イ)a
			300㎡以上	30,000	ア(イ)b
工場等部分(※ 4)を有する建築 物(※5)	工場等部分	標準入力法等基準	300㎡未満	86,000	ア(ウ)a
			300㎡以上	108,000	ア(ウ)b
		モデル建物法基準	300㎡未満	19,000	ア(エ)a
			300㎡以上	26,000	ア(エ)b
非住宅部分(※ 2)及び工場等部 分(※4)を有す る建築物	非住宅部分 工場等部分	標準入力法等基準	非住宅部分と工場 等部分のそれぞれの 床面積及び計算 方法等に応じた手 数料を合算した額 (※6)	ア(ア)a又はア(ア)b及びア(イ)a又はア (イ)bの区分による手数料を合算した額	ア
		モデル建物法基準		ア(ウ)a又はア(ウ)b及びア(エ)a又はア (エ)bの区分による手数料を合算した額	ア
共同住宅等(※ 7)	住宅部分	標準計算基準	300㎡未満	67,000	ア(オ)a
			300㎡以上	114,000	ア(オ)b
		仕様基準	300㎡未満	32,000	ア(カ)a
			300㎡以上	56,000	ア(カ)b
		仕様・計算併用法 基準	300㎡未満	50,000	ア(キ)a
			300㎡以上	85,000	ア(キ)b
複合建築物(※8)			非住宅部分、工場等部分及び住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等に応じた手数料(ア(ア)a～ア(キ)bの区分によるもの)を合算した額		ア

- ※1 人の居住の用以外の用途に供する部分、非住宅部分及び工場等部分を有しないものに限る。
 ※2 工場等部分を除く。
 ※3 工場等部分又は住宅部分を有しないものに限る。
 ※4 工場その他のこれに類するもので市長が定める部分をいう。
 ※5 非住宅部分又は住宅部分を有しないものに限る。
 ※6 非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の床面積とみなした場合のア(ア)又はア(ウ)に規定する区分に応じた手数料
 の額を超えるときは当該額とする。
 ※7 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。
 ※8 非住宅部分又は工場等部分及び住宅部分を有する建築物をいう。
 ※9 一戸建ての住宅の場合:床面積の合計
 非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等及び複合建築物の場合:計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る
 部分を除く。)の床面積の1/2の面積と計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計
 ※10 一戸建ての住宅の場合:床面積の合計
 非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等及び複合建築物の場合:計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増
 加に係る部分を除く。)の床面積の1/2の面積と計画の軽微な変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計

計画の認定 (法第29条第1項)※性能向上計画認定

建物種別	計算方法等		床面積	手数料額(円)		6項 区分
				適合証(※1)添付		
				有	無	
一戸建ての住宅 (※2)	住宅部分	誘導標準計算基準	200㎡未満	5,000	34,000	ア(イ)a(a)
			200㎡以上	5,000	37,000	ア(イ)a(b)
		誘導仕様基準	200㎡未満	5,000	18,000	ア(イ)b(a)
			200㎡以上	5,000	19,000	ア(イ)b(b)
		誘導仕様・計算併 用法基準	200㎡未満	5,000	25,000	ア(イ)c(a)
			200㎡以上	5,000	28,000	ア(イ)c(b)
非住宅建築物 (※3)	非住宅部分	誘導標準入力法等 基準	300㎡未満	10,000	224,000	ア(ア)a(a)
			300㎡以上	16,000	276,000	ア(ア)a(b)
		誘導モデル建物法 基準	300㎡未満	10,000	86,000	ア(ア)b(a)
			300㎡以上	16,000	108,000	ア(ア)b(b)
共同住宅等 (※4)	住宅部分	誘導標準計算基準	300㎡未満	10,000	67,000	ア(ア)c(a)
			300㎡以上	20,000	114,000	ア(ア)c(b)
		誘導仕様基準	300㎡未満	10,000	32,000	ア(ア)d(a)
			300㎡以上	20,000	56,000	ア(ア)d(b)
		誘導仕様・計算併 用法基準	300㎡未満	10,000	50,000	ア(ア)e(a)
			300㎡以上	20,000	85,000	ア(ア)e(b)
複合建築物(※5)			非住宅部分と住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等 に応じた手数料(ア(ア)a～ア(ア)e(b)の区分によるもの)を 合算した額			ア
他の建築物(※6)に係る事項を計画に記載する場合			当該計画に係る申請建築物及び他の建築物(※6)一棟ごと に、上記区分(ア(ア)a～ア(イ)c(b))に応じ、当該区分に定め る額を当該計画に係る全ての建築物について合算した額			イ

計画変更の認定 (法第31条第1項)※性能向上計画認定の変更

建物種別	計算方法等		床面積(※7)	手数料額(円)		7項
				適合証(※1)添付		区分
				有	無	
一戸建ての住宅 (※2)	住宅部分	誘導標準計算基準	200㎡未満	3,000	17,000	ア(イ)a(a)
			200㎡以上	3,000	19,000	ア(イ)a(b)
		誘導仕様基準	200㎡未満	3,000	9,000	ア(イ)b(a)
			200㎡以上	3,000	10,000	ア(イ)b(b)
		誘導仕様・計算併 用法基準	200㎡未満	3,000	13,000	ア(イ)c(a)
			200㎡以上	3,000	14,000	ア(イ)c(b)
非住宅建築物 (※3)	非住宅部分	誘導標準入力法等 基準	300㎡未満	10,000	224,000	ア(ア)a(a)
			300㎡以上	16,000	276,000	ア(ア)a(b)
		誘導モデル建物法 基準	300㎡未満	10,000	86,000	ア(ア)b(a)
			300㎡以上	16,000	108,000	ア(ア)b(b)
共同住宅等 (※4)	住宅部分	誘導標準計算基準	300㎡未満	10,000	67,000	ア(ア)c(a)
			300㎡以上	20,000	114,000	ア(ア)c(b)
		誘導仕様基準	300㎡未満	10,000	32,000	ア(ア)d(a)
			300㎡以上	20,000	56,000	ア(ア)d(b)
		誘導仕様・計算併 用法基準	300㎡未満	10,000	50,000	ア(ア)e(a)
			300㎡以上	20,000	85,000	ア(ア)e(b)
複合建築物(※5)			非住宅部分と住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等 に応じた手数料((ア(ア)a～ア(ア)e(b)の区分によるもの) を合算した額			ア
計画に記載されている建築物以外 の建築物を計画に追加	計画に記載されて いる建築物につい て変更なし		当該追加する建築物一棟ごとに、7項アの区分に応じ当該区 分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算し た額			イ
	計画に記載されて いる建築物につい て変更あり		当該変更する全ての建築物について7項アの区分により算出 した額及び当該追加する全ての建築物について7項イの区分 により算出した額を合算した額			ウ

※1 登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号の認定基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。

※2 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

※3 非住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。)をいう。

※4 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分を有しないものをいう。

※5 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。

※6 申請建築物以外の建築物をいう。

※7 一戸建ての住宅の場合：床面積の合計

非住宅建築物、共同住宅等及び複合建築物の場合：計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の1/2の面積と計画
の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計